

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 4 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 50 号

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則の一部を改正する規則

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則（平成19年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律</u>（平成 9 年法律第 91 号）及び<u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則</u>（平成 9 年運輸省令第 39 号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(地域限定通訳案内士試験)</p> <p>第 2 条 省令第 12 条第 1 項に規定する受験願書は、別に定める様式による岩手県地域限定通訳案内士試験受験願書によらなければならない。</p>	<p><u>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律</u>（平成 9 年法律第 91 号）及び<u>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則</u>（平成 9 年運輸省令第 39 号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(地域限定通訳案内士試験)</p> <p>第 2 条 省令第 4 条第 1 項に規定する受験願書は、別に定める様式による岩手県地域限定通訳案内士試験受験願書によらなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。